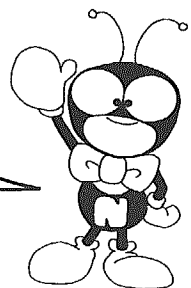




お問い合わせは
役場 町民課 年金係
☎377-3101 内線136・137

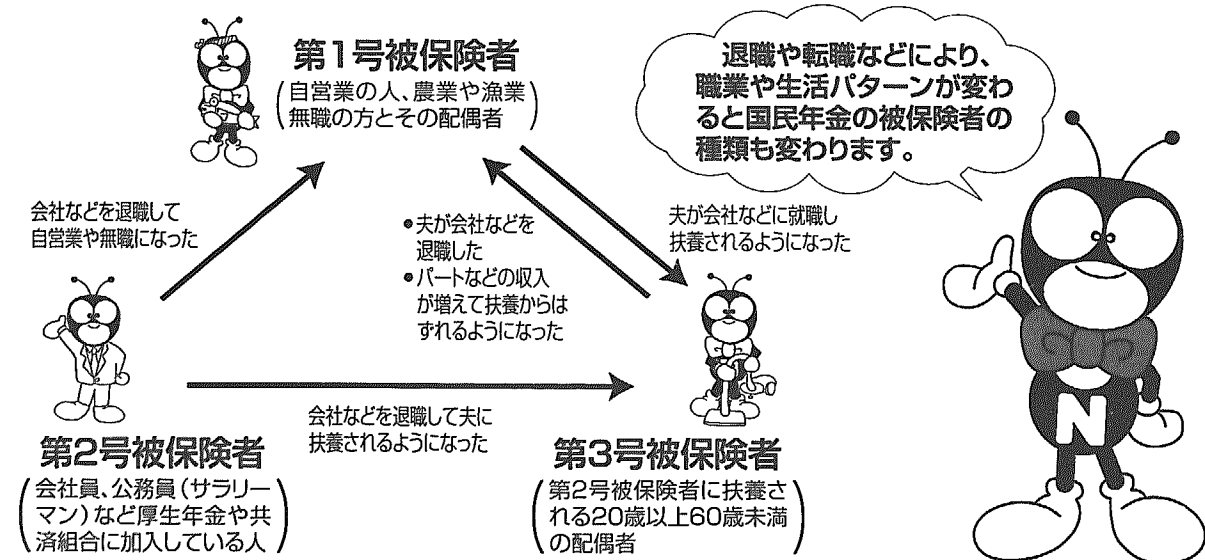


平成12年4月からスタートした 学生の国民年金保険料納付特例制度

対象者	大学・短期大学・高等学校・専門学校等の学生・生徒 (夜間・通信制や予備校を除く)	承認通知等	申請が認められれば、「承認通知書」が社会保険事務所から送付(承認されない場合は、却下通知書が送付されます。その場合至急保険料を納付してください。)
所得の基準	学生本人の前年の所得が、68万円(収入で133万円)以下の場合	承認期間の取扱い	年金を受けるための期間になるため、期間中の病気やケガにより障害が残ったときは、障害基礎年金が受けられます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象にはなりません。
申請の手続き	住民票がある市町村の国民年金担当窓口で申請する。 (学生証の写し又は在学証明書、印かんを持参する。)	追納	10年以内であれば、さかのぼって納められます。(追納) 追納した場合、通常に納めたのと同じ取扱いになります。

お早めに手続きを!!

こんな時には、届出が必要です!



講演会

教育委員会 生涯学習推進課

P T A 研修会終了後に講演会を行います。土曜の午後、爽やかなひとときに参加しませんか。

日時 7月1日(土)午後2時
会場 農村環境改善センター
講師 狩野 泰一さん(篠笛奏者、NHKラジオ「朝の随想」を3月まで担当)
主催 町PTA連絡協議会

国際交流 橋の下コンサート

教育委員会 生涯学習推進課

日本語と英語による、七夕伝説の朗読や洋楽器の演奏

日時 7月7日(金)午後7時
会場 新潟ふるさと村裏河川敷公園(ときめき橋下)
出演 朗読サークル四季ほか
その他 企画運営に参加してみたい方、イベントボランティアを募集しています。

くささ歴史

黒崎常民文化史料館 ☎377-4146

日時 毎月第3日曜日(6月は除く、平成13年3月まで) 午前10時~午後2時
会場 黒崎常民文化史料館
内容 糸とり、縄ない、ご飯炊きなど
対象 どなたでも参加できます。
参加費 大人100円、子供50円
申込期限 毎月の開催日前日

町民大学・歴史講座

教育委員会 生涯学習推進課

日時 7月1日(土) 15日(土) 午前10時40分~正午
会場 黒崎中学校 視聴覚室
内容 山際七司と自由民権運動、都市の成長と課題
対象 成人一般、30人
参加費 無料

航空防除を実施します

農業課

実施日 7月4日(火)・27日(木)、8月6日(日) 午前5時~9時30分(雨天の場合は順延、調査と天候等により、1回目の防除は中止する場合があります。)

注意事項 ①妊婦の方、アレルギー疾患などのある方は防除区域に出ないでください。②洗濯物、寝具、食物等は外に出さないでください。③屋内に薬剤が入らぬよう窓や戸は閉めてください。④家畜は外に出さぬよう、野菜はなるべく前日に収穫してください。⑤自動車は覆いをしてください。

人権相談所開設

町民課

心配ごとやお困りのことがありますら、お気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は固く守られます。

日時 7月4日(火) 午前10時~午後3時
会場 ふれあい教育センター(☎377-6117)

相談者 人権擁護委員、法務局担当官

児童手当の現況届

町民課

児童手当を受けている皆さん。「現況届」を6月中に忘れずに提出しましょう。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。

基本健診及び師がん・大腸がん検診

保健福祉課

期日 7月3日(月)~13日(土) (土曜・日曜日は休み)

受付時間 午前8時30分~10時30分、午後1時~2時30分
会場 保健センター(総合体育館とつながり)

持参する物 健康手帳(お持ちでない方は、健診当日交付しますので申し出て下さい。)

①前日は過労・寝不足・飲酒を避けましょう。②検査直前に、甘いジュース類やアルコール飲料を飲まないようにしましょう。③尿検査がありますので、検査直前に排尿しないようにしましょう。④正午から午後1時までには休憩時間です。⑤その他 大野校区以外の方を対象に、健診会場までマイクローバスを運行します。運行時間は4ページをご覧ください。

児童扶養手当

保健福祉課

次のような状態にある18歳になって最初の3月31日までの児童(おおむね中程)

度の障害のある児童は20歳未満)を監護している母又は養育者に申請により支給されます。支給を受けるにはいくつかの要件があります。

- ・父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ・父が死亡で公的年金を受けられない児童
- ・父が重度の障害で公的年金の加算対象になっていない児童
- ・父が生死不明の児童
- ・1年以上父から遺棄又は父が拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで出生した児童
- ・その他養育など

支給要件に該当してから、手当の申請をせずに5年間を経過したときは、申請をする権利を失いますので、ご注意ください。所得による制限もあります。

特別児童扶養手当

保健福祉課

精神又は身体(内科的疾患を含みます)に重度又は中度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父又は母、若しくは養育者に申請により支給されます。所得による制限もあります。

お子さんの心と身体の相談

保健センター

ことばの出るのが遅い、なかなか歩き出さないなど、育児についての相談や専門医による診察が受けられます。

日時 7月27日(火) 午前10時~12時(予約制)
会場 保健所 2階相談室
申込期限 7月13日(木)